

京都市交通局管理規程 2－0（京都市交通局事務処理規程）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田與三右衛門

第3条第3項を次のように改める。

3 次の表の左欄に掲げる課に同表右欄に掲げる係長を置く。

| | | |
|-------|-----|--------------------|
| 企画総務部 | 総務課 | 庶務係長 文書広報係長 事業推進係長 |
| | 企画課 | 企画係長 |

第8条総務課の項を次のように改める。

総務課

- (1) 局及び部の庶務に関すること。
- (2) 無料乗車券の発行に関すること。
- (3) 庁舎管理に関すること。
- (4) エコオフィスの推進に関すること。
- (5) 議会に関すること。
- (6) 重要経伺文書の審査に関すること。
- (7) 文書事務に関すること。
- (8) 局例規集の編さん、加除及び貸与に関すること。
- (9) 組織の管理に関すること。
- (10) 広報及び広聴の取りまとめに関すること。
- (11) 市民とのパートナーシップによる事業推進に向けた広聴事務に関すること。

- (12) 局内誌に関すること。
- (13) 訴訟及び調停に関すること。
- (14) 職員の提案に関すること。
- (15) 内部監査に関すること。
- (16) 外郭団体の在り方に関すること。
- (17) 社団法人京都市交通局協力会に関すること。
- (18) 京都市自転車等放置防止条例による自転車の撤去,保管及び返還並びにこれに付隨する業務の実施に関すること。
- (19) 電子計算機構の全体計画の策定及び推進に関すること。
- (20) ホストコンピューターの運用管理に関すること。
- (21) ホームページの運用管理に関すること。
- (22) 他の部及び室, 部内他の課の主管に属しないこと。

第8条企画課の項に次の1号を加える。

- (16) 広告の取扱いに関すること。

第8条職員課の項中第21号を第22号とし, 第8号から第20号までを1号ずつ繰り下げ, 第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 公益通報者の保護制度に関すること。

第9条営業課の項中第13号を削り, 第14号を第13号とし, 第15号を第14号とする。

第9条運輸課の項中第19号を次のように改める。

- (19) 違法駐停車対策及び乗合自動車の走行環境の整備に関すること。

附 則

この改正規程は, 平成18年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)